

# 羽島市特定建設工事共同企業体取扱要領

平成 7年 5月31日 決裁  
改正 平成 9年 5月16日 決裁  
平成16年10月29日 決裁  
平成17年 4月26日 決裁  
平成18年 3月15日 決裁  
平成27年 3月31日 決裁

## (目的)

第1条 この要領は、羽島市が発注する建設工事のうち大規模であって技術的難度の高い工事において、工事の特性に着目して結成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象工事)

第2条 共同企業体を活用できる工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる工事並びに優良な中小企業の経営力及び施工能力の強化を図るために必要と認められる工事であって、3億円以上の建設工事とする。ただし、その内容が特定建設工事共同企業体に適さないものとして羽島市業者指名審査委員会規則（昭和53年羽島市規則第12号）第1条に規定する羽島市業者指名審査委員会（以下「委員会」という。）が決定したものを除く。

## (構成員の要件等)

第3条 共同企業体の構成員の数は、2から3とする。

2 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 発注する工事に対応する業種について、羽島市指名競争入札参加者名簿に登録された建設業者（以下「有資格業者」という。）であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表に規定する許可業種のうち発注する工事に対応する業種について、許可を受けて3年以上営業していること。
- (3) 共同企業体の構成員のいずれかが当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (4) 建設業法別表に規定する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

3 共同企業体は、次の各号を満たさなければならない。

(1) 出資比率

共同企業体による施工は共同施工方式とし、構成員の出資比率は、(ア)又は(イ)

に掲げる構成員の数に応じ、(ア)又は(イ)に定める割合を下回ってはいないこと。

(ア) 2の場合 30%以上

(イ) 3の場合 20%以上

(2) 代表者要件

代表者は、構成員のうちでより大きい施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員のうち最大とする。

(結成の方法)

第4条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

2 一業者は二以上の共同企業体に参加できないものとする。

(資格審査及び指名)

第5条 第2条の規定により対象工事が決定された場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名

(2) 工事場所

(3) 工事の概要

(4) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の受付期間及び場所

(5) 資格審査申請書の添付書類

ア 特定建設工事共同企業体構成員表

イ 特定建設工事共同企業体協定書

ウ 共同企業体結成の権限を支店長等に委任する場合は委任状

エ 同種及び類似工事の施工実績

オ 配置予定技術者等の資格及び工事経験

(6) 共同企業体の構成、結成方法、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件

(7) その他必要と認める事項

2 共同企業体に参加を希望する有資格業者は、前項の告示によって定められた事項等について、資格審査を特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書により申請しなければならない。

3 委員会は、前項の規定により申請を行った共同企業体について、提出された書類に基づき資格審査を行い、共同企業体の認定を行なうものとする。

(資格認定通知)

第6条 資格審査の結果は代表構成員にその旨通知するものとする。

(資格の有効期間)

第7条 共同企業体としての資格の有効期間は、資格認定通知をした日から落札した共同企業体については、当該工事が完了し、共同企業体の精算が行われる日までとし、その他の共同企業体については、落札者が契約を締結する日までとする。

(契約締結後の提出書類)

第8条 契約を締結した共同企業体は、当該契約締結後速やかに次の書類を提出するものとする。

(1) 運営委員会規則

(2) 職員編成表

(3) 使用機械器具の調達計画

(4) その他必要と認めた書類

(その他)

第9条 この要領の適用に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。